

(参考資料)

関係者の皆様への周知メッセージ

※周囲の方への制度周知にご活用ください

- ▶ 「**持続的な安定発注**」に向けた建設業の担い手確保のためには、
 - 賃上げにより**担い手の処遇を改善**すること、そのために、建設業者が賃金の原資である**労務費を適正に確保**できるようにすること
 - **発注者を含む関係者の行動変容**により、担い手の賃金を競争原資とした**ダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換**すること





が不可欠です。

- ▶ そのため、建設業法等が改正され、**令和7年12月から**、建設工事の請負契約の**価格交渉・契約締結**について**新たなルールが適用**されることになりました。

発注者のみなさまへのメッセージ

発注者の皆様におかれては、

以下のルールを遵守して取引していただくようお願いいたします。

-  工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください
-  提出された見積書に対し、**労務費等***が著しく低くなるような**見積り変更依頼はしない**でください
これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります
-  従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください
-  技能者を雇用する建設業者は、**労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保**する必要があることに留意してください

建設業者のみなさまへのメッセージ①

建設業者の皆様におかれては、**受注に当たって、以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。



労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



適正な労務費を算出した上で労務費等※を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを10年間保存してください

注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません




正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

建設業者のみなさまへのメッセージ②

建設業者の皆様におかれては、**注文に当たって、以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。

 工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください


 提出された見積書に対し、**労務費等※**が著しく低くなるような**見積り変更依頼はしない**でください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

従前に引き続き、

 取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください

違反した場合は、国土交通大臣等の**指導**又は**公正取引委員会への措置請求**対象となる可能性があります

 技能者を雇用する建設業者は、**労務費**だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

みなさまへのメッセージ

技能者の処遇を犠牲にした**いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅**し、技術に基づく**健全な競争環境**を、建設工事の取引に関わる**全ての当事者のパートナーシップ**のもとで実現するため、

以下について**ご理解・ご協力**をお願いいたします。



技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS能力評価**の受検、**CCUSレベル別年収水準**での賃金支払いを推進してください



「**建設技能者を大切に**する**企業の自主宣言制度**」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての**優先選定**を推進してください



書面での請負契約締結を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費**の支払い、技能者へ**適正な賃金**の支払いの確認を推進してください



適正な労務費(賃金の原資)確保に併せて、**適正な工期**を確保してください¹¹

通常必要と認められる期間に比べ**著しく短い工期**による契約締結は、**注文者・受注者とも禁止**されています

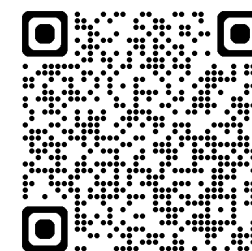
お問い合わせ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課

hqt-roumuteam1@gxb.mlit.go.jp



第三次・担い手3法ポータルサイト
(<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>)



労務費に関する基準ポータルサイト
(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)